はい！こちら消費生活センターです

リボ払いだったの？

～必ずクレジットカードの利用明細書の確認を～

Q

３年ほど前に契約したクレジットの支払いが「リボ払い」だったことに気付かずそのままになっていた。今まで請求書をきちんと確認しておらず、毎月の支払いが１万円の定額になっていることにも気付かなかった。リボ払いにした記憶はないが、クレジット会社に確認したところ確かにリボ払いで登録されていた。キャッシング・リボ払いの残債が２０万円あまりになっており、出来れば一気に支払いたいが、請求が正当であるかよくわからないので悩んでいる

（５０歳代　男性）

A

クレジットカードの支払方法には、一括払いや分割払いのほかに、利用金額や件数に関わらず、毎月一定の額や割合を支払うリボルビング払い（リボ払い）という方法があります。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、金利・手数料がかさむことがあるので注意が必要です。

また、使い方によっては知らず知らずのうちに支払い残高が増えるというリスクもあります。カードを契約する際の初期設定が「リボ払い」になっているカードもあるので契約の際に支払方法や規約を確認し、それに加えて利用明細も必ず確認し、少しでも不審なことがあったらすぐにカード会社に問い合わせることが大切です。事例の場合は、カード会社に未精算分の明細を照会し、確認をとり、残債の支払いやリボ払いの中止などについて相談してみるように助言しました。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューＧＯＧＯ！）

相談は**無料**です。　秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎１８８（いやや！）番もご利用ください。

相 談 日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間　　午前９時～正午、午後１時～４時

（※H30.４から相談時間が変更になっています。）

住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階

京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東口から徒歩約５分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002 へ

（電話のみ）

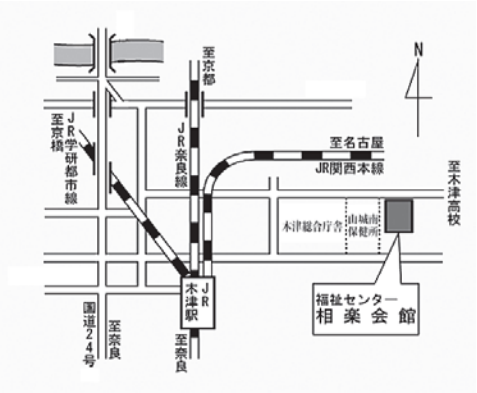

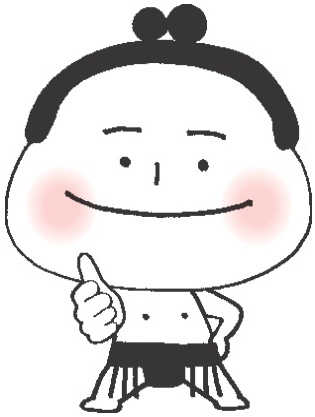

相談すれば　楽になる